主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人士谷伸一郎、同山田善一の上告趣意のうち、大麻取締法一条の規定が取締の対象とする植物の範囲を一義的に明確にしていないことを前提として憲法三一条違反をいう点は、大麻取締法の立法の経緯、趣旨、目的等によれば、<u>同法一条にいう「大麻草(カンナビス、サテイバ、エル)」とは、カンナビス属に属する植物すべてを含む趣旨である</u>と解するのが相当であり、同条の構成要件が所論のように不明確であるということはできないから、所論は前提を欠き、その余は、違憲をいう点を含め、実質において単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五七年九月一七日

最高裁判所第二小法廷

| 裁判長裁判官 | 木 | 下 | 忠 | 良 |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官 | 鹽 | 野 | 宜 | 慶 |
| 裁判官 | 大 | 橋 | | 進 |
| 裁判官 | 牧 | | 圭 | 次 |